

平成 13 年度工場・事業場立入検査結果
(県行政検査)

水質環境科

水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例等に基づく工場・事業場の立入検査を保健所と合同で次表のとおり実

施した。

なお、立入検査を実施した述べ 563 工場・事業場の排水のうち 9 工場・事業場において、水素イオン濃度や化学的酸素要求量など、生活環境の保全に関する項目等が排水基準を超過していたので、保健所と連携して水質改善を指導した。

表 平成 13 年度工場・事業場立入検査結果

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
立 入 事業場数	法 対 象	32	53	85	40	31	56	62	12	64	55	37	0	527
	条例対象	2	4	11	6	4	9	9	2	5	6	5	0	63
	未規制等	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	合 計	34	57	98	46	35	66	71	14	69	61	42	0	593
検 査 項 目	<p>人の健康の保護に関する項目 (24 項目) カドミウム, 全シアン, 有機燐, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1.2-ジクロロエタン, 1.1-ジクロロエチレン, シス-1.2-ジクロロエチレン, 1.1.1-トリクロロエタン, 1.1.2-トリクロロエタン, 1.3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン及びセレン</p> <p>生活環境の保全に関する項目 (14 項目) 水素イオン濃度, 生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量, 浮遊物質, ノルマルヘキサン抽出物質, フェノール類, 銅, 亜鉛, 溶解性鉄, 溶解性マンガン, 全クロム, 弗素, 全窒素及び全磷</p> <p>その他項目 (2 項目) ニッケル及びアンチモン</p>													
検 査 件 数	<p>人の健康の保護に関する項目 1,737 件 生活環境の保全に関する項目 2,365 件 その他項目 102 件</p>													